

取扱期間延長

## 【美瑛町緊急経営支援対策事業】 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う 中小企業向け融資制度のご案内

美瑛町では、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者等の皆様の経営安定を図るため、次のとおり融資制度を実施し、融資を利用された際の『利子』及び『信用保証料』を全額助成します。

### 1 融資対象者

新型コロナウイルス感染症の流行により直接的または間接的な影響を受け、原則として直近1か月の売上高が前年又は前前年の同月比で10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む同期3か月の売上高等が10%以上減少することが見込まれる町内の中小企業等。

※町税の滞納のないものに限りです。

### 2 融資条件

融資限度額	500万円以内
資金用途	運転資金
融資期間	7年以内（うち据置期間2年以内）
償還方法	金融機関の定めるところによります
融資利率	固定金利1.0% ※全額を利子補給します
信用保証	すべて信用保証協会の保証付とします ※信用保証料は全額を補給します
取扱金融機関	北海道銀行美瑛支店（旭川支店） 旭川信用金庫美瑛支店
取扱期間	令和4年3月31日まで

### 3 融資のお申込み

取扱金融機関に直接お申込ください。（金融機関の審査があります）

### 4 お申込みに必要な書類

- 決算書3期分 ●申込時点における最近1ヶ月分の売上額及び前年同時期の売上額が比較できる資料
- 商工会融資あっせん申込書（金融機関経由で発行致します） ●売上額確認調書
- その他金融機関が必要とするもの ※開業まもない方については事前にご相談ください。

### 5 お問い合わせ先

- 美瑛町商工会 電話92-1175
- 美瑛町商工観光交流課 電話92-4321
- 北海道銀行美瑛支店 電話92-1141
- 旭川信用金庫美瑛支店 電話92-2141
- （北海道銀行旭川支店） 電話26-0147